

産業建設常任委員会

日 時 平成 2 5 年 4 月 2 2 日 (月) 午前 1 0 時 5 0 分 ~
場 所 第 3 委員会室

1 開 議

2 事 件

行政視察について

(1) 質問事項の抽出

(2) 市道整備における市民要望等の対応状況について

(まちづくり推進部説明)

3 その他

産業建設常任委員会資料

市道整備における市民要望等の対応状況資料

【まちづくり推進部】

道路整備(用地買収の伴わない)実施状況

道路維持修繕・改良事業費(平成24年度)

実 施 種 別			実 施 理 由						合 計	
			地域懇談会		自治会・区要望		その他			
整備内容			件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
維持費	維持管理委託	草刈・路面清掃等			8	5,084	3	2,333	11	7,417
	維持作業委託(緊急対応)	草刈・側溝清掃・街路樹管理等			20	1,479	25	1,236	45	2,715
	維持修繕	側溝補修・路肩補修・舗装補修等			11	6,473	10	9,034	21	15,507
	維持修繕工事	側溝修繕・路肩修繕等	6	12,257	5	8,550	2	4,873	13	25,680
	維持修繕(緊急対応)	側溝補修・路肩補修・舗装補修等	2	168	31	4,521	56	5,998	89	10,687
	維持修繕工事(舗装)	舗装修繕	7	6,063	28	10,313	22	12,441	57	28,817
	交通安全施設修繕工事	カーブミラー・ガードレール等修繕			3	377	13	1,315	16	1,692
	交通安全施設修繕(緊急対応)	カーブミラー・ガードレール等修繕			5	1,430	12	1,013	17	2,443
	交通安全施設整備工事	カーブミラー新設・ガードレール新設・区画線補修等			41	5,972	2	5,871	43	11,843
合 計			15	18,488	152	44,199	145	44,114	312	106,801

実 施 種 別			実 施 理 由						合 計	
			地域懇談会		自治会・区要望		その他			
		整備内容	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
改良費	道路改良	歩道整備・側溝整備	1	5,982	2	11,390			3	17,372
	舗装改良	舗装改良			2	14,317	1	23,395	3	37,712
合 計			1	5,982	4	25,707	1	23,395	6	55,084

<備考>

1)金額は概数であり、千円未満は切り捨てとしています。

2)「その他」とは①市の道路パトロールによるもの②個人からの通報による緊急対応のものが主な実施理由です。

亀岡市安全・安心の道づくり施策

○市道に関する交通安全施設整備事業

(内容)

緊急に交通安全施設（道路反射鏡・防護柵・区画線等）の整備を必要とする小規模な事業箇所を対象に、各自治会からご提案をいただくことにより、地域に密着した道路管理の適正化を図るものです。

○亀岡市公衆街路灯助成金

(内容)

交通安全の確保と、防犯対策の一環として設置された公衆街路灯の電気料金について、自治会等の負担軽減を目的として、予算の範囲内で助成金を交付するものです。

(参考)

1 灯当たり電気料金の3分の2の額に灯数を乗じた金額以内

○亀岡市道路整備事業補助金（認定外道路整備）

亀岡市交通安全施設整備事業補助金（認定外交通安全施設整備）

(内容)

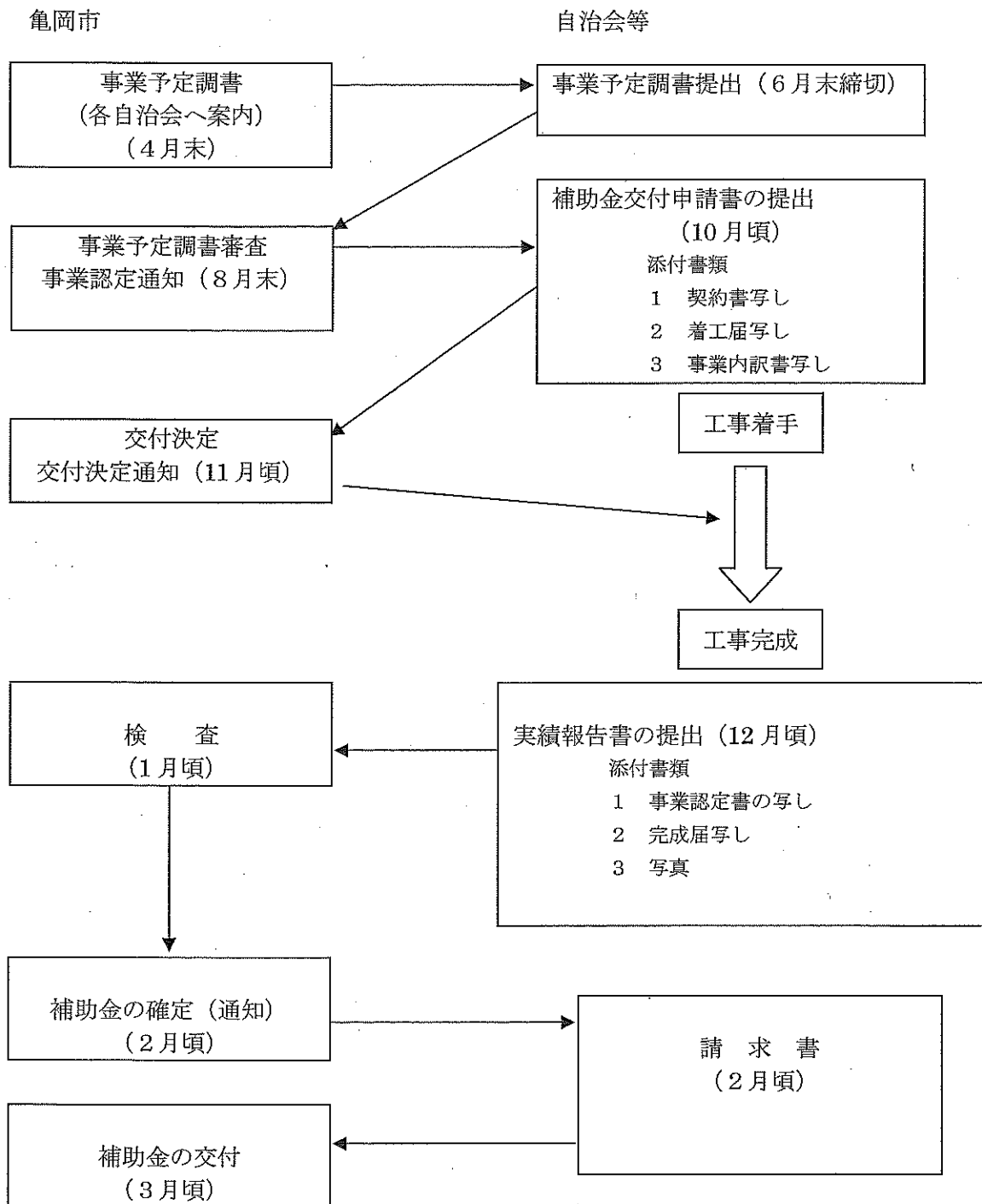
地域の生活環境の整備を促進し、自治振興と住民の福祉の増進を図ることを目的に、自治会等（市長が認めた自治会、区等）が主体となって実施いただく里道等の道路整備工事（市が定めた要件を満たす舗装工事、付帯築造工事）並びに交通安全施設整備工事（市が定めた要件を満たす道路反射鏡、防護柵等の設置工事）に対し、事業費の2分の1以内の補助金を予算の範囲内で交付するものです。

お問い合わせ先（担当課） 亀岡市まちづくり推進部土木管理課

電話 25-5043（直通）

亀岡市道路整備事業補助金及び交通安全施設整備事業

補助金に係る事務フロー



亀岡市道路整備事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、生活環境の整備を促進し、もって地域の自治振興と住民の福祉の増進を図るため、自治会等が行う道路整備事業に要する経費について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 市長が認めた自治会、区等をいう。
- (2) 道 路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路で市長が認めた道路をいう。

(補助対象事業)

第3条 亀岡市道路整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業は、自治会等が恒久的に管理することを目的として実施する道路の舗装工事及び築造工事で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 舗装工事は、アスファルト舗装又はコンクリート舗装で、舗装の厚さがアスファルト舗装については、3センチメートル以上、コンクリート舗装については、10センチメートル以上のものであること。
 - (2) 築造工事は、前号の規定による舗装工事施工に伴い、道路施設として整備が必要と認められるコンクリート擁壁工、排水工、床版工又は特に市長が必要と認めたものであること。
- 2 前項に規定する工事は、市長が認定した事業費が100,000円以上のもので、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建設業者の資格を有するものが施行するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該事業費の2分の1以内とする。

(事業予定調書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、事業予定調書（別記第1号様式）を当該自治会等を経由して別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市長は、生活環境の整備を促進し、もって地域の自治振興と住民の福祉の増進を図るため、自治会等が行う交通安全施設整備事業に要する経費について、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 市長が認めた自治会、区をいう。
- (2) 道 路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路で市長が認めた道路をいう。

(補助対象事業)

第3条 亀岡市交通安全施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業は、自治会等が恒久的に管理することを目的として実施する道路の交通安全施設附属設備工事（補修を除く。）で、道路防護柵及び道路反射鏡の本体整備工事とする。

- 2 前項に規定する工事は、市長が認定した事業費が50,000円以上のもので、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建設業者の資格を有するものが施行するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該事業費の2分の1以内とする。

(事業予定調書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、事業予定調書（別記第1号様式）を当該自治会等を経由して別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(事業の認定)

第6条 市長は、事業予定調書を受理したときは、当該事業の内容を審査し、適当と認めたときは、事業認定通知書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

(交付申請)

第7条 事業認定を受けた自治会等は、規則第5条の規定による補助金交付申請書（別記第3号様式）を事業着手と同時に市長に提出しなければならない。

(交付の時期)

第8条 補助金は、補助対象事業が完了し、補助金の交付決定内容に適合すると認めたときに交付するものとする。

(書類の様式)

第9条 規則第10条の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式とする。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

市道に関する交通安全施設の整備要領

1 交通安全施設の整備要件

(1) 次の要件にあった市道を対象とした道路管理者が設置する交通安全施設の整備であること。

ア. 交通量の一定多い区間であること。

イ. 小区間であること。

ウ. 整備により交通事故防止等が図れること。

(2) 施設設置後に円滑な通行ができる道路幅員が確保されること。また、地元において、設置場所周辺住民の方の事前了解と利害関係者との調整が終了し、設置場所に他の障害がないこと。

(事前の了解、利害関係者との調整については、文書で承諾書(隣接者用)を得てください。)

(3) 道路敷内に設置できず、やむを得ず民有地に設置するときは、地元において、用地確保が済んでいること。(文書で承諾書(土地所有者用)を得てください。)

※亀岡市による用地買収、賃借料の支払はできませんので、地元において、用地の確保ができていることを前提としています。

2 交通安全施設の種類

別紙のとおり

3 要望書の提出方法

別紙の「交通安全施設要望事項票」を1件(1箇所)につき1枚作成し、これを取りまとめて、要望書の提出をお願いします。

※「交通安全施設要望事項票」には、要望箇所を記入した位置図(住宅地図でも可能)と、現況写真を必ず添付してください。

4 その他

交通安全施設の整備は、交通環境の危険性、緊急性及び設置による効果等を考慮して、予算の範囲内で執行することとなりますので、あらかじめ御了承ください。

交通安全施設の種類

種 類	効果的な設置場所及び 安全施設の効用等	備 考
道路反射鏡 (カーブミラー)	①見通しの悪いカーブ。 (屈曲の緩やかなカーブでは、 鏡面に像が写りません。) ②一時停止しても、安全確認が 困難な交差点。	※既設の道路反射鏡（亀岡市設置に限る） について修繕 (鏡面の取替、支柱の取替等) も対象とし ます。 ……老朽化等により機能回復を要する施 設。 ※私道、農道等と市道との交差点は対象に なりません。 ……認定外道路に関する交通安全施設整 備事業の対象になります。(別紙資料 のとおり)
道路防護柵 (ガードレール等)	①自動車の飛び込み又は転落 事故が頻発する恐れのある 箇所。 ②歩行者、自転車の転落事故の 発生する恐れのある箇所。	※幅員が狭小なために通行の障害になる区 間には設置できません。 ※設置に際して高さ制限等の基準がありま す。
区 画 線	①車道の外側、中央を明示して 視認性を高め、車両の円滑な 通行を確保する。	※市道の区画線に限ります。 ※規制又は横断歩道など指示の道路標示 は、公安委員会の所管になるため除きま す。

平成25年度 府民公募型整備事業について

※平成25年4月15日付で、各自治会へ送付しました応募要領の概要です。

1 提案の対象となる施設や整備の内容

府が管理する道路・河川・建物等にかかる身近な改善箇所（国や市が管理する施設や、大規模な事業は対象外）

<安心・安全整備>

■対象となる工事

○道路側溝の整備、歩道の段差解消、部分的な舗装補修、ガードレールや転落防止柵の設置

○河川護岸・堤防の修繕、堆積の著しい土砂の浚渫、流れを阻害する立木の伐採

○信号機の設置、横断歩道の設置（公安委員会）

○府管理施設のバリアフリー化 ○治山施設の修繕工事

<景観整備> 今回から新たに対象

■対象となる工事

○道路照明施設、ガードレールなど防護柵の取り替えや再塗装

○カラー舗装、インターロッキング舗装等の修繕

○橋梁の高欄、歩道橋の再塗装 ○標識等看板の補修

○信号柱の再塗装（公安委員会）

※単年度で実施・完了できる速効性のある小規模な工事

2 提案受付期間

平成25年4月1日（月）～平成25年6月28日（金）

3 提出先

南丹広域振興局総務室、南丹土木事務所企画調整室、亀岡警察署交通課（警察については信号機等）

4 公募の方法

「府民の皆様からの提案書」を持参、郵送、FAXまたはメール（府HP提案フォームより）により提出

※亀岡市まちづくり推進部桂川・道路整備課（担当：関口、竹村）に提出いただければ、上記提出先へお届けします。（受付期間は厳守してください。）

5 箇所の決定

○広域振興局に設置される審査委員会で、技術審査をもとに総合的に判断し、事業実施箇所を決定。ただし、信号機等については、審査委員会を経て公安委員会にて決定。

○結果は、京都府のホームページで公表。提案者へは、審査結果通知が送付されます。

【参考】

平成24年度実績（南丹広域振興局管内）

- 府民提案型
 - ・提案数 … 341件
 - ・採択件数… 220件（警察関係も含む）
 - ・採択率 … 220件 / 341件 = 64.5%

行政視察調査シート

委 員 会 名	産業建設常任委員会	委員名	
視 察 日 時	平成25年5月14日 13時～		
視 察 先 概 要 (視 察 先 ・ 人 口 ・ 面 積)	山口県宇部市・172,078人・287.71Km ²		
視 察 項 目	(1) 道路整備事業(市民要望の適正管理、地域住民との連携について) (2) 常盤公園活性化事業(現地視察)		

事	前	調	査
視 察 項 目 の 概 要	(1) 道路整備における市民要望の適正管理について 市民からの市道整備要望に対する優先順位設定基準を策定し公表することで、効率的で効果的な透明性の高い道路整備をめざしている。 (2) 市道の里親制度について 市民、地元企業、各種団体及び市が協力して市道の清掃、緑化活動等のボランティア活動を行うことにより、地域美化に対する市民意識の高揚を図り、市民と市が一体となった地域活動を推進している。 (3) わたしたちの道づくりサポート事業 小規模な工事要望を実現するために創設された事業。地元の労働力の提供により、工事に必要な材料費等を支給し、市道の拡幅等を行う。 (4) 常盤公園活性化推進事業 「環境・芸術・スポーツ・福祉」の融合した先進的なモデル公園化をめざし、市民の憩いの場、観光施設として新たな魅力づくりを推進。		
亀 岡 市 の 現 状 と 課 題			
調 査 項 目 の 抽 出			

行政視察調査シート

委 員 会 名	産業建設常任委員会	委員名	
視 察 日 時	平成25年5月15日 13時30分～		
視 察 先 概 要 (視 察 先 ・ 人 口 ・ 面 積)	広島県竹原市・29,148人・118.30Km ²		
視 察 項 目	(1)歴史的町並みを生かしたまちづくり (2)町並み保存地区現地視察		

事	前	調	査
視 察 項 目 の 概 要	(1) 歴史的風致維持向上計画によるまちづくりの推進 歴史まちづくり法の施行を契機として、平成24年度に竹原市歴史的風致維持向上計画を策定、国の認定を受け、重点区域の文化財保存活用、周辺環境の整備保全、景観計画の策定を進めている。 安芸の小京都と呼ばれる竹原市では、江戸時代に始まった製塩業を基礎として造られた町並み保存地区があり、昭和57年には重要伝統的建造物群保存地区に選定され、良好な歴史的景観を保全されている。しかし、高齢化、空き家対策等の課題があり、観光と保存の間にある、そこに暮らす人々の生活に着目した施策の展開、相互に連携したまちづくりの具現化を目標とされている。		
亀 岡 市 の 現 状 と 課 題			
調 査 項 目 の 抽 出			

行政視察調査シート

委 員 会 名	産業建設常任委員会	委員名	
視 察 日 時	平成25年5月16日 10時～		
視 察 先 概 要 (視 察 先 ・ 人 口 ・ 面 積)	広島県三原市・100,444人・471.19Km ²		
視 察 項 目	(1) 観光戦略プランについて		

事	前	調	査
視 察 項 目 の 概 要	(1) 公募型プロポーザルによる観光戦略プランの策定 観光消費による経済波及効果の増大を目的として、独創性のあるコンセプトにより、将来の三原市の姿と市のとるべき行動が明確になることを期待し、観光誘客の知見と具体的手法を有する業者による観光戦略プラン策定を外部発注。 実施期間は平成25年3月29日まで。 三原市は、浮城の異名を持つ三原城跡の城下町を観光資源として、平成29年の築城450年に向け、推進計画の策定を進めている。		
亀 岡 市 の 現 状 と 課 題			
調 査 項 目 の 抽 出			